

産後パパ育休（出生時育児休業）のスタートは 令和4年10月1日から！

令和3年6月に育児・介護休業法が改正され3段階で施行されています。

10月1日の施行では、「産後パパ育休」（出生時育児休業）や「育児休業の分割取得」、「1歳以降の育休開始日の柔軟化」などが施行されます。



産後パパ育休

→子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能（分割して2回取得可能）

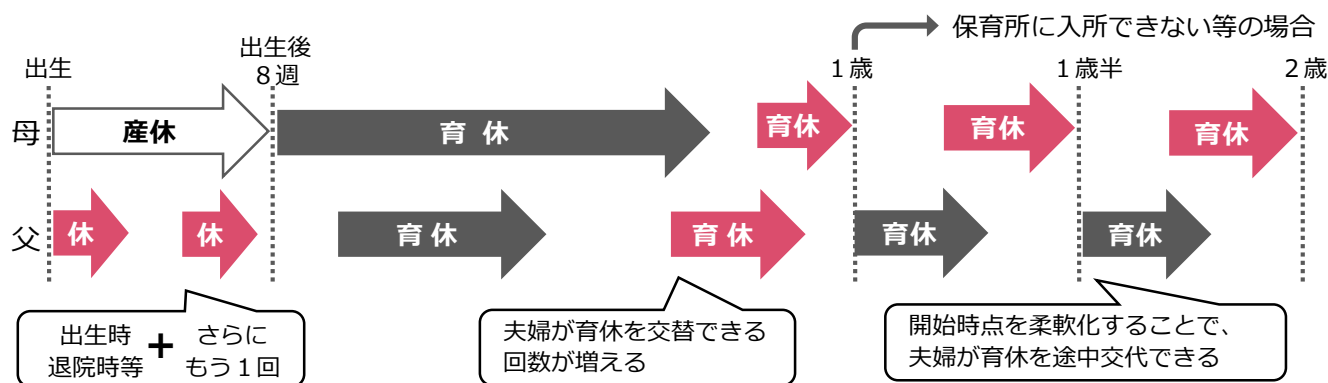
育児休業の分割取得

→子が1歳までの間に夫婦ともに分割して2回まで取得可能

1歳以降の育児休業

→夫婦での途中交代可能、特別な事情がある場合に限り再取得可能

10月1日以降の育児休業・産後パパ育休の取得例



育児休業制度等に関する特別相談窓口を開設しています

山形労働局では、労働者や企業の担当者向けの「育児休業に関する特別相談窓口」を開設し、各種問い合わせに対応しています。

○「産後パパ育休」とはどんな制度？

○配偶者との育児休業を交替する条件は？

○子供が生まれる社員がいるが、従業員へ何を周知・確認すべき？

など、お気軽にお問合せ下さい。

相談窓口：山形労働局雇用環境・均等室

(山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階)

電話番号：023-624-8228

受付時間：月曜～金曜 8:30～17:15

(土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く)

